

第3章 施策の推進

1 施策推進に当たっての留意事項

施策の推進に当たっては、次のような留意事項を常に念頭におきながら積極的に取り組めます。

(1) 情報の中身を大切にす

インターネットなどにより情報の中身や内容が世界的規模で問われることになることから、情報通信技術の活用だけに目を奪われるのではなく、情報の中身や内容である活動そのものやサービスなどに力を注ぐことが何よりも重要です。

(2) 長所を最大限に活かし、短所を最小限にとどめる

情報通信技術は万能ではなく、情報格差などの問題も生じることから、目的を達成するための一手段として、その長所を最大限に活かし、短所を最小限にとどめるように活用することが大切です。

(3) 既存の制度や業務そのものを見直す

情報通信技術の進展により、従来の技術では不可能だった新たな情報システムの構築が可能となることから、そのシステム構築による効果が最大限に発揮できるように、従来の技術を前提とする条例などの制度や業務そのものなどについて迅速かつ適切に見直しを行うことが不可欠です。

(4) 多様な手段を活用する

情報化を進める手段としては、情報通信機器であるパソコンや携帯電話だけにとらわれることなく、テレビ、ラジオ、新聞など情報に関わるあらゆる手段を視野に入れ、その中から最適な手段を選択することが重要です。

(5) 積極的な姿勢で取り組む

更なる変化を遂げながら急速に進展する情報化に対応するには、不確実性を理由に現状に踏みとどまるのではなく、最も効果的で可能なことから試行的に実施し、その中で培った経験を次への取組みに活かしていく積極果敢な姿勢が重要です。

(6) 市民の理解を得ながら進める

情報化を進めるにあたっては、その目的である総合計画のめざすまちづくりや行財政改革の手段として市民の要望を的確にとらえ、施策展開の事前・事後に評価を行い、本計画の推進につなげるようなしくみづくりを進めるなど、市民の理解を得ながら進めることが不可欠です。

2 マスタースケジュール

(1) スケジュールの考え方

本計画においては、総合計画のめざすまちづくりの実現に向け、さまざまな地域情報化施策を掲げています。情報化はまちづくりとともに、その手段として継続して取り組むべきものであり、一定の期間で終了するというものではありません。しかし、地域情報化を着実に推進していくためには、国・県の動向や本市総合計画の進捗状況などを踏まえながら実現期間を定め、各種情報化施策を計画的・段階的に実施していく必要があります。

そこで、本計画の推進に当たっては、国の「e-Japan 重点計画」の目標年次や本市総合計画の総点検時期などとの整合を図り、平成 17 年度を短期的な目標年次として掲げ、平成 14 年度から平成 17 年度までの「前期」と平成 18 年度～平成 22 年度までの「後期」に大きく分けて段階的に取り組むこととしています。

(2) 具体的な進め方

具体的な進め方としては、最初から複雑高度なシステム構築に取り組むのではなく、「実現可能性が高くすぐにできるもの」と「実施前に十分な調査検討が必要なもの」とを見極めながら、その中でも「国・県と連携して進めなければならないもの」や「効果が大きいと認められるもの」から順次、事業を実施していきます。

また、すぐにできるものであっても、必要に応じて試行導入を実施するなど、その長所を活かし、短所を最小限にとどめるための対応策を講じながら、順次本格的に実施していくこととします。

このような考え方のもと、計画期間の前期においては、地域情報化の基礎となる人的・物的基盤の整備と情報流通の充実を図るための事業について優先的に取り組みます。

また、後期においては、前期に実施した情報基盤の構築や調査検討の成果を最大限に活用して、生活・産業のさまざまな分野で民間主導の情報化を促進していきます。

前期（平成 14 年度～平成 17 年度）

前期においては、まず、電子行政サービスの充実と社会的な費用負担の削減をめざし、行政自らが情報化を進めることにより、民間主導の地域情報化に向けた基礎づくりを進めます。

具体的には、地域全体の情報化を着実に進めるため、まず、官民協働による推進体制を整備し、民間主導の地域情報化推進に向けた土壌づくりを行います。また、地域全体の情報活用能力については、より多くの市民が情報通信技術を利用できるよう、IT 講習会などの施策を引き続き実施するとともに、産業の情報化を促進するための知識的、資金的な支援や産学官・異業種

間などの連携を促進します。

さらに、情報通信網については、官民の適切な役割分担と連携を図りながら、高度情報通信ネットワーク社会の進展に対応できるよう、安全性や信頼性などに配慮しつつ、高速大容量の高度情報通信網の整備促進を図ります。

行政分野の情報化については、市民へのさまざまな電子行政サービス提供のための準備段階として、これまでの紙を前提とした庁内業務を見直し、さまざまな行政情報の電子化とこれに必要なネットワークなどの情報基盤の整備を最優先で進めるとともに、これを利用する職員の活用能力の養成に取り組みます。

同時に、ホームページの拡充などによる双方向サービスや施設予約サービス、電子掲示板を活用したコミュニケーションサービスなど、第1段階としての電子行政サービスを順次導入します。

これら電子市役所の基礎を築くため、これまでの庁内業務の流れやあり方についての見直しを重点的に行い、組織や権限、職員の意識、業務形態を含め、高度情報化時代にふさわしい体制を計画的に整備していきます。

前期に取り組む主な事業

【地域情報化】

官民協働による情報化推進に向けた体制の整備を行います。

IT講習会などを実施することにより、より多くの市民が情報通信技術を身近に利用できるように支援します。

小中学校における情報教育環境を充実し、将来世代を担う人材育成を進めます。

市民の多様なニーズに応えるため、ホームページなどを拡充し双方向での情報交換を行います。

保健・医療・福祉や防災などくらしの安全・安心に関する情報を入手しやすくします。

観光情報の一元化を促進することにより、必要とする情報を入手しやすくします。

インターネットなどによる施設の案内・予約を可能にすることにより、公民館やスポーツ施設を利用しやすくします。

各種申請、届出などを電子化することにより、その手続きを自宅や職場など身近な場所からいつでも手軽に行えるようにします。

新規公共施設などに情報通信技術を積極的に導入し情報発信を強化します。電子掲示板などを活用することにより、地域づくりやボランティア団体などの活動を支援します。

需要と供給を合致させるためのしくみづくりを支援するなど、情報通信技術の活用による地域産業の活性化を促進します。

入札手続の電子化を進めるなど、市役所の調達手続きを効率的に行えるようにします。

【行政情報化】

パソコンやネットワークの計画的な整備と職員研修の充実を図るなど、電子市役所にふさわしい人的・物的基盤の整備を進めます。

行政情報の電子化による業務の効率化と情報の共有化を進めます。

情報化をより効果的に推進するため、組織や業務そのものの見直しを積極的に行います。

後期（平成18年度～平成22年度）

後期は、本市地域情報化の発展期として位置づけ、前期に整備した推進体制や情報通信基盤などを最大限に活用し、民間主導によるさまざまな分野での情報化の発展・展開をめざします。

具体的には、生活・産業分野における文字や画像だけでなく音声や映像などを利用した多様なサービスの展開や情報通信機器の高度利用、産学官をはじめとするさまざまな分野における情報の連携利用、ICカードを利用した電子決済など、前期に整備した情報基盤の更なる高度活用を促進します。

また、行政分野においては、電子申請・調達など個人認証基盤の構築を前提とした高度な電子行政サービス、窓口の総合化と併せてワンストップ・ノンストップサービス、マルチアクセスサービスを本格化させます。

市内においては、各個別システムの操作環境の統一などによる、更なる高度な業務連携と集積された市内情報の高度活用を図りながら、マルチメディアサービスに対応した高付加価値型の業務処理体制の構築を進めます。

後期に取り組む主な事業

【地域情報化】

市民や企業などとの連携により、民間主導の地域情報化を展開します。

保健・医療・福祉、防災などさまざまな分野における多様なサービスの提供をめざし、民間部門との連携を進めます。

動画を中心とした教材の活用や学校間の交流を進め、教職員も含めた小中学校のIT教育環境をさらに充実していきます。

高度な情報通信技術の活用による産学官の連携や地域内企業間のネットワークを強化するなど、自立内発的な産業の振興を促進します。

電子認証の整備による電子申請・調達の導入、ICカードの活用など、高度な電子行政サービスを本格的に行います。

【行政情報化】

庁内システムの統合化・連携化による一層の合理化を推進します。
庁内情報高度活用システムの導入により、庁内における集積された知識や知恵の高度活用を進めます。
窓口の段階的な総合化に向け、本格的に組織機構を見直します。

なお、後期のスケジュールについては、前期のスケジュールの進捗状況及び情報通信技術の動向などを踏まえながら、必要に応じてスケジュールの再検討を行い、新たに推進すべきであると判断した事業についてはスケジュールに積極的に取り込むなど、柔軟に対応していくこととします。

3 推進体制

(1) 地域が一体となった推進体制の整備

地域情報化を着実かつ効果的に推進するため、市民、企業、行政など地域全体が一体となって取り組むための体制を次のように整備します。

官民協働による推進体制

地域情報化を推進するためには、市が情報化施策を推進するだけでなく、施策展開に対する地域全体の十分な理解と協力、地域の主体的な取組みが不可欠であることから、地域全体が連携し、施策が充分浸透できるような市民と行政をつなぐ枠組みが必要です。

また、情報化という専門性の高いテーマを扱うことから、市民、企業、行政、大学、団体など地域内外の英知を結集し、市民の多様なニーズを集約しながら、地域におけるさまざまな取組みについての検討や提案を行うとともに、計画の推進状況や施策の効果などについて点検・評価し、今後の施策展開に反映させていけるような地域と行政の間を適切につなぐ組織が求められることとなります。

そこで、地域と行政の架け橋として、地域ニーズの集約と検討、行政への伝達・提案を行うとともに、施策に対する地域としての協力や主体的な取組みを進めるため、市民、企業、大学、行政、団体の代表者などで構成する官民協働による地域情報化の推進体制を整備することとします。

この運営に当たっては、市民やまちづくり、産業分野の団体などとの連携を図りながら、人的なネットワークに加え、電子掲示板やメーリングリスト*など情報通信技術を活用し、市民の多様なニーズや意見を適切に反映できるようにしくみを整えます。

庁内の推進体制

本市が地域の総合的な経営主体として、行政サービスの質的向上と透明で生産性の高い行財政システムの構築を図るため、情報化施策を全庁的な視点で検討し、情報化の推進に向けた施策の方針決定や承認などを行う「いわき市地域情報化推進本部」により、情報化に関する諸施策の組織横断的な取組みを強化します。

また、推進本部が全庁的に関わる情報化施策を具現化し、着実に推進に結びつけるため、具体的な事業内容について横断的な視点から検討・調整し、取りまとめるための総合的な機関と、これに必要な専門的な調査機関を設置するとともに、情報化が行財政改革の一手段として一体的に機能し、情報化に必要な経営資源を柔軟かつ機動的に展開できる体制づくりを進めます。

設置にあたっては、会議を効率的に進めるため、庁内電子掲示板などの

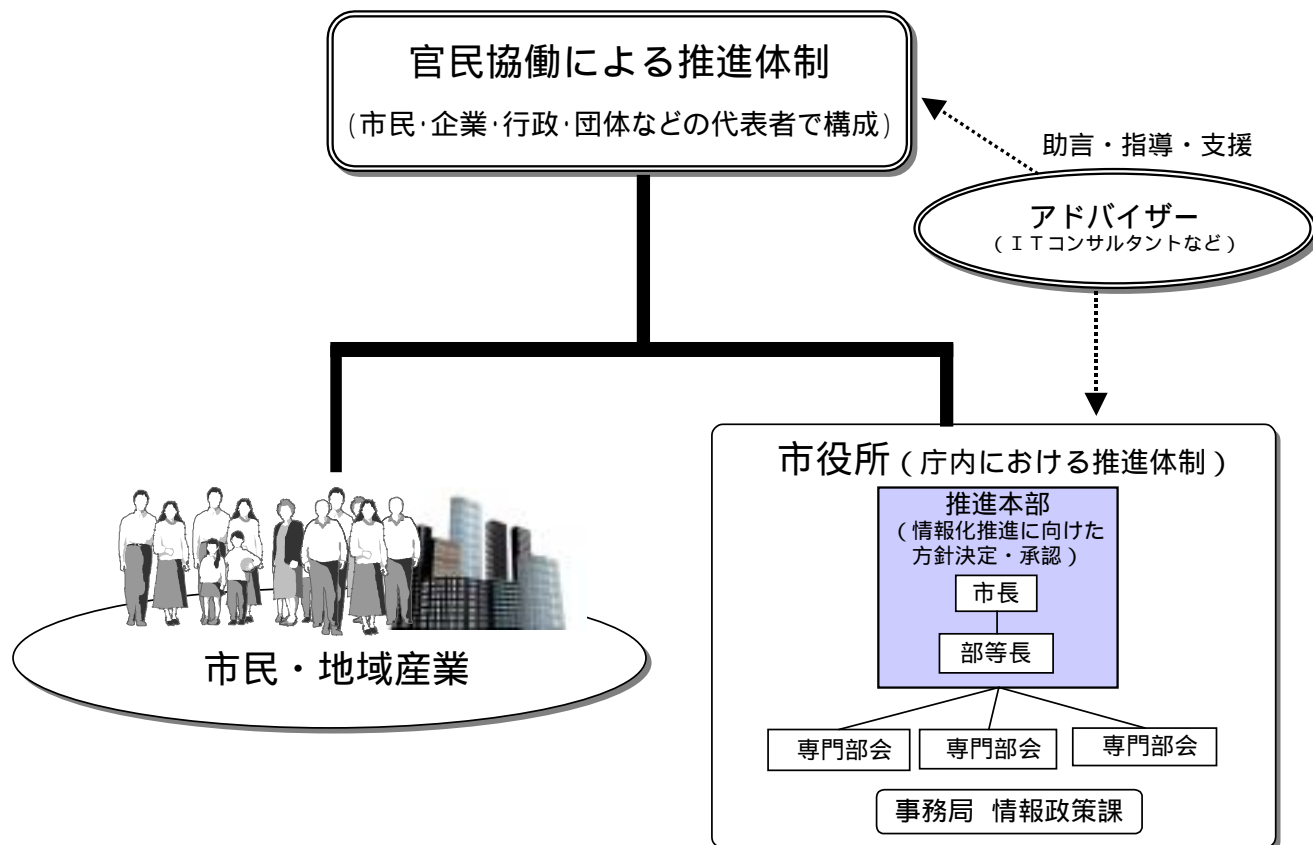
* 電子メールを利用して特定の話題に関する情報交換が行えるシステム

情報通信技術を活用することに加え、職員がもつアイデアや感性を結集し、それらを最大限に活かせるようなしくみづくりや、組織の枠組みや職制にとらわれない、よりフラットで柔軟な体制づくりを進めます。

アドバイザーの設置

情報化という専門性の高いテーマに対し適切に対応するため、地域内外の専門家や民間情報サービス企業などの中から、本市情報化の推進を多様な側面から支援するためのアドバイザーを設置します。

アドバイザーは、各種情報化施策の企画立案から実施評価のさまざまな段階において、必要に応じ、知識やアイデアの提供・助言を行い、専門的な見地から迅速かつ的確に支援する役割を担います。



(2) 推進における役割分担

地域情報化の推進に当たっては、まちづくりの主人公である市民の主体的な取組みが何よりも重要です。市においては、地理的、経済的、身体的な条件などにかかわらず、全ての市民が高度情報ネットワーク社会に参加し、主体的に情報を取得し、世界に向け情報を発信できるように市民の情報化への取組みを支援します。

また、地域の情報通信基盤の整備については、民間部門が利用者ニーズを踏まえながら自由かつ公正に取り組めるよう、行政は民間活力発揮のための環境整備や民間主導では実現できない部分への対応を行うことを基本として、民間事業者などとの連携・協力体制の強化に努めます。

(3) 関係機関などとの連携

市民の生活圏の拡大などを踏まえ、国、県、周辺市町村や関連機関などとの協力を図りながら、情報化推進のための連携体制強化に取り組めます。